

医療的ケアが必要な障害者のショートステイ事業について

医療的ケアが必要な障害者のショートステイ事業については、平成13年度から、医療機関の1床を借り上げ、区の委託事業として実施してきましたが、病床の確保が難しいため、来年度以降の事業継続ができない旨の意向が示されました。

そうした中で、平成30年6月に開設した、医療的ケアが必要な障害者を対象とするグループホームを運営している事業者から、ショートステイ事業を実施する意向が示されたことを受け、区として検討を行った結果、受託医療機関による事業終了後は、以下のとおり実施することとしましたので報告します。

1 事業の概要

- (1) 施設名 グループホーム「うららか」(平成30年6月開設)
- (2) 住 所 上荻4-1 4-4 2
- (3) 運営法人 特定非営利活動法人三日月
- (4) 施設種別 共同生活援助(グループホーム)
- (5) 事業内容
 - 短期入所(助成事業)
 - 日帰りショートステイ事業(委託事業)
 - ・対象は65歳未満の医療的ケアの必要な障害児者
 - ・定員1名(1部屋)
 - ・人工呼吸器使用者の受入(現在、医療機関で実施している事業では対象外)
 - ・入浴等の居宅介護に準じたサービスの実施(予定)
- (6) 開始時期 平成31年4月1日
- (7) その他
 - 緊急時に対応できるよう、地域の医療機関等との連携により、医療体制の確保を図る。
 - 平成30年度末で廃止となる医療機関のショートステイ利用者が移行できるよう、平成31年1月から、グループホーム「うららか」において体験入所を実施する。
 - 障害者総合支援法の規定に基づき、利用者負担(日帰りショートステイ事業はサービス費用の3%、非課税世帯は無料)が生じるため、事前の周知を積極的に行う。

2 今後のスケジュール(予定)

- | | | |
|-------|-----|-------------------------------|
| 平成30年 | 12月 | 利用対象者・関係機関等への周知 |
| 平成31年 | 1月 | グループホーム「うららか」でのショートステイ体験入所の実施 |
| | 3月 | 医療機関でのショートステイ事業の廃止 |
| | 4月 | グループホーム「うららか」でのショートステイ事業の実施 |